

(全員賛成で原案可決)

(議案第64号)

令和4年度日高市水道事業 会計補正予算(第2号)

収益的収入の総額を10億7千466万6千円、収益的支出の総額を11億7千118万4千円とし、資本的支出の総額を7億1千45万4千円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3千860万3千円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めた職員給与費について、総額を1億2千906万7千円としたいというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第65号)

令和4年度日高市下水道事業 会計補正予算(第2号)

収益的収入の総額を11億9千769万7千円、収益的支出の総額を10億8千902万4千円とし、資本的支出の総額を6億8千655万3千円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3千666万6千円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めた職員給与費について、総額を7千97万8千円としたというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第66号)

日高市個人情報保護の保護に関する法律施行条例

法律に基づき開示請求に係る費用負担や第三者機関への諮問事項について規定したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討 論

議案第66号 反対討論

本議案は、個人情報保護制度が法律により一元化されることに伴い、本市の個人情報保護条例には法律がそのまま適用されることから廃止し、新たに法律施行条例を制定するというもの。

改正個人情報保護法は、個人情報保護を流通・利活用するための法律だが、国会で十分な審議を経ていない。

また、制度全体を所管する個人情報保護委員会が、地方公共団体に対して法の解釈を押し付け、画一化を推し進めようとしていることは、地方自治の本旨に反する。

加えて、法律に個人情報の本人外収集の規制がないこと、情報公開・個人情報保護審査会の役割が著しく制限されたこと、匿名加工情報の提案募

集の義務付けがいずれ適用される可能性があることなど、個人情報保護を後退させかねない。よって、賛成することはできない。

議案第66号 賛成討論

昨今の目覚ましいデジタル社会の到来に伴い、国ではデジタル庁を創設し、教育・医療・防災等の各分野における新たな政策課題を解決するため、官民や地域間のデータ連携を図るとともに、国際社会に恥じない制度水準を確保する目的で法の改正が行われた。

この改正により、個人情報保護に関する法律という一つの法の下で、官民、自治体が協調して個人情報の保護と活用の両立を図るべく、各自自治体においても条例改正が進められている。日高市においては、もともと法に準拠した内容で制度の運用がされており、本条例制定により市民生活に影響がないと説明がされている。

以上のことから、本議案に賛成する。

議案第66号 反対討論

本議案は、個人情報保護に関する法律が改正されたことにより、市の個人情報の取

り扱いについては、直接同法の適用を受けることになるため規定するものと説明されている。

また、日高市個人情報保護条例は、その意義を失うため廃止とされている。

しかし、自治体が個々に個人情報保護条例を制定する事は、地方自治を推進、発展させていく上で大切な事項だと考える。よって本議案は、地方自治の後退と言わざるを得ない。

また、改正された個人情報保護に関する法律で想定されている匿名加工情報の利用に関しても、プライバシーの保護の点から問題があると考ええる。

以上の理由から、本議案に反対する。

(議案第67号)

日高市情報公開条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律が改正され、不開示情報の規定を改正したいというものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第68号)

日高市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改

正する条例

個人情報の保護に関する法律が改正され、所要の改正をしたいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討 論

議案第68号 反対討論

本議案は、個人情報保護法の改正により日高市個人情報保護条例が廃止され、新たに法律施行条例が制定されることに伴った条例改正だが、現行の第3条(所掌事務)の第2号において、情報公開条例第22条並びに個人情報保護条例第6条、第11条、及び第55条の規定により意見を求められた事項について調査審議すること、とあるところ、改正案では、個人情報保護条例第6条(個人情報取得するとき)、本人から取得しなればならないという原則)と、第11条(保有する個人情報の目的外利用、外部提供の禁止の原則)が削除されている。このことについて審査会に諮られなくなるといことは、審査会の役割を著しく縮小するものであり、市民の個人情報保護を後退させるものと考え